

モニターだより



〈みやぎ食の安全安心消費者モニターについて〉 県民参加による食の安全安心確保対策を推進するため、消費者としての役割を自らの行動で積極的に果たす人材を育成することを目的に、「みやぎ食の安全安心消費者モニター」を随時募集・登録しております。研修会等の行事にご参加いただくことで、食の安全安心に関する正しい知識を得ていただいております。

【開催報告】消費者モニター研修会 「HACCP（ハサップ）とはなんだろう」

令和元年7月4日（木）、宮城県庁1階みやぎ広報室にて消費者モニター研修会を開催し、68名の消費者モニターの方々にご参加いただきました。今回は公立大学法人宮城大学食産業学群の作田竜一教授をお招きし、HACCPの考え方や導入に向けた取組などについてご講演いただきました。

参加者の皆様からは「HACCPについて深く知ることができ、大変勉強になった」、「HACCPの考え方がきちんと広まってほしいと思った」などの声が寄せられました。ご参加いただきありがとうございます。



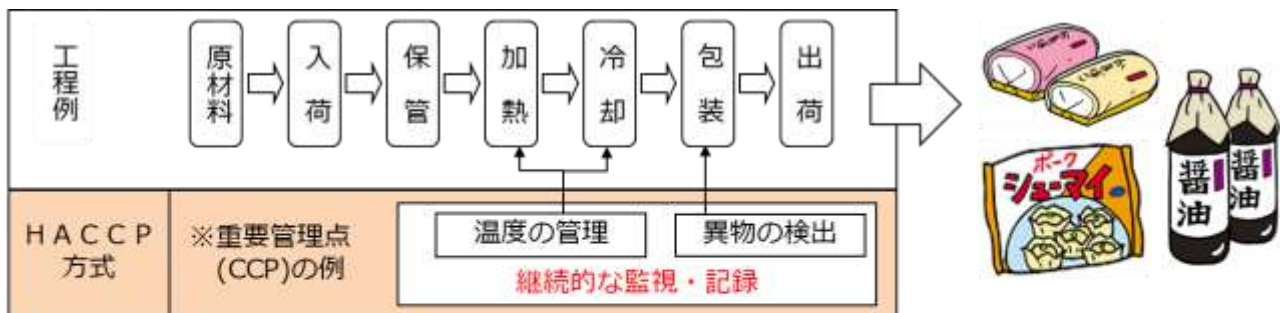
↑ 作田先生によるご講演の様子

研修会の内容をご紹介します！

HACCPとは

原材料の受入れから最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害要因を分析した上で、危害の防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録する「工程管理システム」。

これまでの品質管理の手法である最終製品の抜取検査に比べ、より効果的に問題のある製品の出荷を未然に防ぐことが可能。



HA (Hazard Analysis)

危害要因の分析 微生物、異物など

CCP (Critical Control Point)

重要管理点 加熱工程における温度、時間など

HACCPの必要性

- ① 事故が起こる前に対応することにより、被害の発生そのものを未然防止
- ② 食品製造過程における記録等の科学的な根拠・証明の必要性が増加

HACCPの考え方

- ① HACCPは工程管理のシステム（ソフト）であり、必ずしも施設（ハード）の整備を求めるものではない
- ② HACCPは事業者がそれぞれの工場における食品製造工程について、自ら危害要因を分析し管理手法を設定・運営するもの

HACCPの考えに基づく、 低コストでの施設整備の事例

製造設備を汚染区域と区分（ゾーニング）する方法

- ① 衝立、チェーン、床に貼り付けたテープで区分を明示
- ② きれいな物（むき出しになった食品等）とそうでない物（原料の農作物等）を異なる時間帯に扱う



当日の質疑応答（一部抜粋）

- Q. 資料に世界各国のHACCP導入義務化の年などの説明が載っているが、どの国も日本よりずっと早い。各国がHACCPを導入した理由は何か。
- A. 2000年前後のBSE（牛海綿状脳症）等の大規模な食に関する事件の発生が、食品の安全管理を根本的に見直す契機となった。
- Q. 農産物には、GAPという生産工程管理の認証制度がある。食品衛生はHACCPとして法律で義務化するのに、なぜその前の段階の農産物は認証制度どまりなのか。
- A. まだ農産物は法制度化にまで至っていないが、GLOBALG.A.P.（グローバルギャップ）のような国際認証ができた。食品衛生においてHACCPが導入されたことで、その前段階である農産物の生産工程管理も見直す方向で動きつつある。
- Q. HACCPはJISやJASのように認定機関はないのか。厚生労働省が認定機関として統轄するのか。
- A. 認定ではなく、今回の法改正は、HACCPという手法を導入するもの。そのための手引書を作るので、それに合わせて運用することが可能となる。

【第23回食の安全安心基礎講座】 健康食品について

みなさんは健康食品を利用したことがありますか？ 最近の調査によると、健康食品やサプリメントは約3割の方が毎日利用し、過去の利用経験も含めると約8割の方が利用したことがあるようです。今回の食の安全安心基礎講座では、利用が拡大しつつある健康食品について学んでいきましょう。

健康食品とは

「健康食品」に明確な定義はありません。一般的に健康食品と考えられている食品は、「特定の機能の表示などができるもの（保健機能食品）」と、「そうでないもの」の2つに分けられます。保健機能食品にはさらに「特定保健用食品（通称トクホ）」、「栄養機能食品」及び「機能性表示食品」の3種類があります。

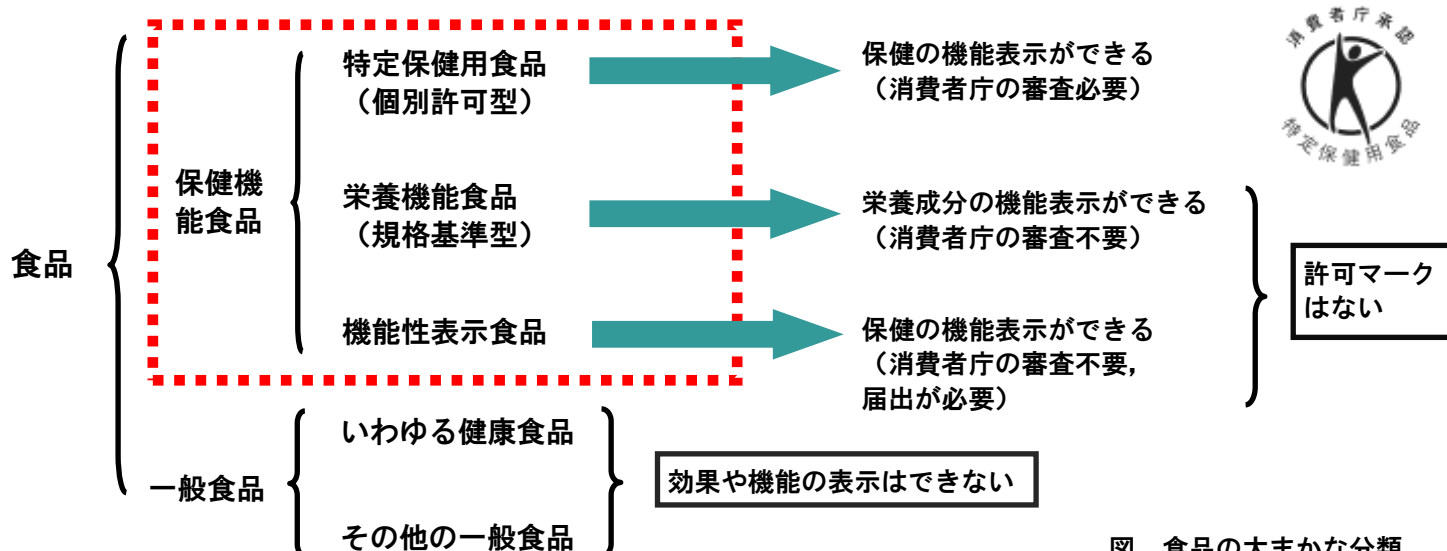


図 食品の大まかな分類

特定保健用食品 (トクホ)

健康の維持増進に役立つことが科学的根拠に基づいて認められ、「コレステロールの吸収を抑える」などの表示が許可されている食品です。表示されている効果や安全性については国が審査を行い、食品ごとに消費者庁長官が許可しています。

特定保健用食品の表示例 許可表示：本品には〇〇が含まれるため、便通を改善します。

栄養機能食品

一日に必要な栄養成分（ビタミン、ミネラルなど）が不足しがちな場合、その補給・補完のために利用できる食品です。すでに科学的根拠が確認された栄養成分を一定の基準量含む食品であれば、特に届出などをしなくても、国が定めた表現によって機能性を表示することができます。

栄養機能食品の表示例 栄養機能食品（ビタミンC） ビタミンCは、皮膚や粘膜の健康維持を助けるとともに、抗酸化作用を持つ栄養素です

機能性表示食品

事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品です。販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などが消費者庁長官へ届け出られたものです。ただし、特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官の個別の許可を受けたものではありません。

機能性表示食品の表示例 【届出表示】本品には〇〇が含まれるため、△△の機能があります

健康食品の使用上の注意点

健康食品は医薬品ではありません。健康食品で最も配慮されていることは、医薬品との違いです。私たちが口から摂取するもののうち、医薬品（医薬部外品も含めて）以外のものは全て食品に該当し、食品に対して、「がんに効く」、「肝機能の向上に」、「心臓の弱い方に」といった、医薬品のような身体の構造や機能に影響する表示をすることは、原則として認められていません（保健機能食品に認められた機能性表示は除く）。

表 健康食品と医薬品の主な違い

	医薬品	健康食品
製品の品質	同じ品質のものが製造され流通するようになっている。	「同じ名称」でも全く品質の異なるものが存在している。
科学的根拠の質と量	病者を対象とした安全性・有効性の試験が実施されている。	試験管内実験や動物実験が主体であり、病者を対象とした試験はほとんど実施されていない。安全性試験があったとしても対象は健康者である。
利用環境	医師・薬剤師により、安全な利用環境が整備されている。	あくまで食品の一つであり、製品の選択・利用は消費者の自由。

健康食品で病気が治ったということを明確に示した研究結果は現時点ではありません。また、病気の人が健康食品を使用することには、以下のようなリスクが伴います。

○適切な治療の機会を失う（健康食品を使用して病院へ行かない → 病状の悪化）

○飲んでいる薬との相互作用

（健康食品が、薬の効果を強めたり弱めたりする → 健康被害を受けることも）

○経済的負担の増大（治療費に加えて、健康食品にもお金がかかる）

健康食品を利用するときは…

1. 「本当に必要かどうか」考える

バランス良く通常の食事を摂っていれば、栄養がそれほど不足することはありません。足りない栄養素を気にするよりも、食事全体のバランスをチェックしましょう。

2. 医師・薬剤師・管理栄養士に相談

利用している健康食品がある場合は医療機関の受診の際に医師・薬剤師に申し出るようにしましょう。

3. 医療機関の受診

健康食品が原因と思われる症状があったときは、健康食品の摂取をやめ、医療機関を受診しましょう。

【開催案内】みやぎまるごとフェスティバル2019

来たる10月19日(土)、10月20日(日)、宮城県庁周辺で「みやぎまるごとフェスティバル2019」が開催されます。当日は県庁1階で「ぬり絵」や「みやぎ食の安全安心取組宣言者」の商品展示を行います。また、県庁前駐車場では取組宣言者が商品を販売します。皆様是非お越しください。

商品販売・展示を行う取組宣言者をご紹介します！

販売	県庁前 駐車場	19日(土)	加藤菓子店
		20日(日)	吉田屋菓子店 渡辺菓子店
展示	県庁 1階	両日	坂井農産
			吉田屋菓子店
			カトーマロニエ

加藤菓子店

石巻市で、くるみゆべし、ちゃきん、ずんだ大福などの石巻銘菓をはじめ、ポストンパイなどの焼き菓子も販売しています。ちゃきんは粉をクレープのように焼いて、こしあんを包んだもので、皮のもちもち感とこしあんのなめらかな甘さが好評の一品です。

住所：石巻市築山一丁目1番

119号

☎：0225-22-5642



↑坂井さんご夫婦

坂井農産

大崎市で、宮城県の「環境にやさしい農産物」として認証を受けた、農薬節減栽培・農薬不使用栽培のお米を夫婦で栽培しています。お米の他には、大豆を生産し、味噌の加工販売も行っています。

住所：大崎市古川小林字 要害36

☎：0229-28-3049

株式会社

カトーマロニエ

利府町で、「元祖 生どら」をはじめ、地場産和梨100%の「梨んぼう」などの様々なパン・洋菓子・和菓子を販売しています。「元祖 生どら」はあんホイップクリームが程よくブレンドされており、絶妙な舌触りが特長です。

住所：宮城郡利府町しらかし台 6丁目4-3

☎：022-356-5514



吉田屋菓子店

色麻町で、かっぱまんじゅう、もなか、五目おこわを販売しています。色麻町を代表する銘菓かっぱまんじゅうは昭和6年から88年間ずっと変わらず作られていて、コクのあるこしあんといっしょに優しい風味の皮が愛され続けています。

住所：加美郡色麻町四竈町19

☎：0229-65-2733



渡辺菓子店

色麻町で、えごまサブレ、揚げまんじゅう、シフォンラスクなどを販売しています。揚げまんじゅうは小倉、白あん、ずんだ、ごま、かぼちゃの5種類の味が楽しめます。えごまサブレは、色麻町特産のえごまの香ばしい香りが楽しめます。

住所：加美郡色麻町清水字屋敷 52-5

☎：0229-65-3860



編集後記

秋が深まってまいりましたが、いかがお過ごしでしょうか。

皆さんはパンダが進化の途中にあることをご存じですか？

パンダはもともと肉食ですが、食糧不足からいつでも入手できる笹ばかりを食べるようになりました。内臓が草を食べることに適しておらず、食べてもあまり栄養を吸収できないため、一日の大半を笹を食べることに費やしています。そして、笹を食べ続けるパンダは徐々に草食動物の内臓機能へと進化しているのです。

人間もプラスチックを何万年も食べ続けて、プラスチックから栄養を吸収できる内臓に進化したら、ゴミ問題と食糧問題が一掃に解決するのになあ…(佐藤)

ご意見・ご感想をお寄せください。

発行：宮城県環境生部食と暮らしの安全推進課
〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話：022-211-2643

FAX：022-211-2698

Eメール：syokua@pref.miyagi.lg.jp

ホームページ：「宮城県 消費者モニター」で検索！
バックナンバーもご覧いただけます。